平成１９年１０月発行　第２６号

墨田区消費者ニュース

編集・発行/墨田区地域振興部商工担当生活経済課消費者･勤労福祉担当
〒130-8640　墨田区吾妻橋 1－23－20　電話 5608－6182

消費生活展とリフォームファッションショー

区内の消費者団体の活動成果発表を中心に、区民の皆様に消費生活や環境について理解を深めてもらう場として、10 月に『すみだ消費生活展』を、12 月には衣類のリフォーム教室の受講者らが自らモデルとなり成果発表する『リフォームファッションショー』を開催します。ともに入場料は無料です。皆様のご来場をお待ちしております。

すみだ消費生活展２００７

「健康とくらしを守る生活展」

すみだ消費生活展を下記の内容で行います。暮らしに役立つ情報をたくさん提供します。ご来場の際には、マイバッグをお持ちください。

[と　き] 10 月 27 日(土)午後１時～４時
28 日(日)午前 10 時～午後３時

[ところ]すみだリバーサイドホール

＊先着プレゼント　27日午後１時半（150 名様)、28日午前 10 時（100 名様)、午後１時(50 名様)大人の方には「みどりの夢 23」BOX ティッシュペーパーを、お子様には「ねりけし」を差し上げます。

◎実行委員会のコーナー

▼骨密度測定（牛乳配布)、米粉クッキーの紹介・試食、手作りマイバッグ・小物販売(すみだ消費者グループ くらしいきいき会)▼休憩処、料理レシピ配布、握力測定（粗品配布)、小物販売(さつき会) ▼地球温暖化防止のために今できることの提案、パネル・環境にやさしい商品の展示(生活協同組合東京マイコープ墨田連絡会)▼地球にやさしい生活の紹介、生協商品の展示、リサイクル品の展示、環境クイズ、タオル犬販売(コープとうきょう墨田区コープ会)▼リフォーム相談(土曜日のみ)・作品展示、余り布で作成した小物販売(衣類のリフォームの会)

◎協力団体のコーナー

「デジタル放送受信相談」「ガス機器の安全な使い方の提案」「かんたん防犯商品」「建築・耐震相談」「ふろしきの包み方教室」「東京水の試飲会」「食事相談」「計量感覚ゲーム」ほか

◎その他のコーナー

おもちゃの病院(壊れたおもちゃを無料で修理します。一家族２点まで)、消費者相談、ハンギングバスケットの展示、チャリティミニ物産展、福引（展示を見てクイズに挑戦、正解者に福引チャンス！）

リフォームファッションショー２００７

「粋･生き･活き　リフォームファッション in Sumida」

今年も「衣類のリフォーム教室」の受講生や「衣類のリフォームの会」の成果発表を中心にリフォームファッションショーを開催します。

タンスの奥に眠っていた着ることのなくなった着物・洋服を、今風のおしゃれ着にリフォームしました。製作者が自らモデルとなり成果を発表します。

リサイクルの楽しさを伝えるショーに、お誘い合わせのうえ、ぜひお越しください。

[と　き] 12 月１日(土)午後１時 30 分～３時
[ところ] 国際ファッションセンター　ホール
（横網１－６－１）

もうけ話、うまい話に気を付けて！！

最近、投資話を友人から持ちかけられ、断ることができず契約した人の相談が増えています。親しくしていると「断ったら悪い」という気持ちが働いて契約してしまいがちです。しかし、友人を信頼するのと、事業者の信用性や業績などは別の問題です。勧められたから契約するのではなく、自分で考えることが必要です。

相談事例　1

海外のエビ養殖事業の投資を友人に誘われた。説明会に行き、社長の話を聞くと、預けたお金が 3 倍になると言われた。おかしいと思ったが出資金 100 万円を 2 回に分けて支払った。最初の何回かは配当されたが、最近、業者が倒産したと報道された。会社に電話したがつながらない。どうしたらいいか。

相談事例　2

知人に誘われ、もうかるという事業者説明会に参加した。健康食品を毎月定期購入していくと、数年後には毎月数十万円が貰えると言う。友人を誘えばバックマージンも入るらしい。知人はすでに収入を得てのめり込んでいる。自分はまだ契約していないが信用できるか。

アドバイス

最近の投資話は複雑で多様化しています。

商品購入が契約の条件であったり、知人を誘うと報酬が得られることもあります。説明会に行くと、事業者は儲かることしか言いません。しかし、利益が出なければ配当することは出来ません。最初から高額配当を約束しているような話は注意が必要です。投資先が海外である場合、本当に事業が行われているのかを確かめるのが困難です。

また、配当の時期が数年後である場合は、その時点で事業者が存続しているかどうか分かりません。事業者の話を鵜呑みにせず、疑ってかかることも大切です。

契約は自己責任です。「友人に悪い」という気持ちは切り捨て、断る勇気も必要です。

おかしいと思ったら消費者センターに相談してください。

困ったときは早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室

相 談 日：月～土曜日

＊土曜日は電話相談のみ受け付けています

相談時間：午前9時30分～
午後4時30分

専用電話：5608－1773

＊最初は電話でご相談ください

所在地：墨田区押上 2－12－7－215

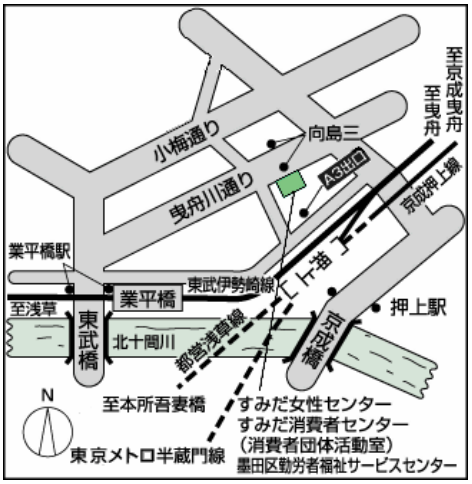

交通／東武線業平橋駅、京成線・東京メトロ半蔵門線
押上駅（A3出口）から、それぞれ徒歩約5分